

高額療養費の計算方法(70歳~74歳)



計算方法

- ①自己負担限度額(月額)から世帯の限度額を確認します。
- ②医療機関に支払った同一月の自己負担額(保険外診療費用や食事代は除く)を、次のとおりに分け、それぞれを合計します。
 - ・受診者ごと ・入院、外来ごと※院外処方薬局分は、処方箋発行医療機関分と合算ができます。
- ③個人ごとの外来の合計金額が、個人単位の外来の自己負担限度額(月額)を超えた金額が、高額療養費として支給されます。
- ④世帯単位で外来および入院を合算(③で支給される額を除く)して、世帯単位の限度額を超えた金額が、高額療養費として支給されます。

〈例1〉住民税課税世帯(区分一般)、令和8年7月診療分



〈夫〉

A 病院(外来) 3,000 円支払い

B 病院(外来) 20,000 円支払い



〈妻〉

C 病院(入院) 40,000 円支払い

- ①まず、外来(個人単位)を計算します。
 $3,000 \text{ 円} + 20,000 \text{ 円} = 23,000 \text{ 円}$ (外来の合計金額)
 $23,000 \text{ 円} - 18,000 \text{ 円}$ (外来の自己負担限度額) = $5,000 \text{ 円}$ (高額療養費として支給)
- ②次に、外来+入院(世帯単位)を計算します。
 $18,000 \text{ 円}$ (外来の自己負担限度額) + $40,000 \text{ 円} = 58,000 \text{ 円}$ (外来+入院の合計金額)
 $58,000 \text{ 円} - 57,600 \text{ 円}$ (外来+入院の自己負担限度額) = 400 円 (高額療養費として支給)
- ③ $5,000 \text{ 円} + 400 \text{ 円} = 5,400 \text{ 円}$ (合計の高額療養費支給金額)

〈例 2〉 住民税課税世帯（区分一般）、令和 8 年 7 月診療分



〈夫〉

A 病院（外来） 3,000 円支払い



〈妻〉

B 病院（外来） 20,000 円支払い

外来（個人単位）を計算します。

〈夫〉3,000 円<18,000 円（自己負担限度額）のため、高額療養費の支給対象外。

〈妻〉20,000 円-18,000 円（自己負担限度額）=2,000 円（高額療養費として支給）